

地域計画担い手確保支援事業について

【令和6年度予算額 63,000千円】

地域計画の策定・実現に向けて、農業を担う者が経営規模の拡大等を行う場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

1 助成対象者について



以下の基準をすべて満たす者

- ① 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は位置付けられることが確実な個人、又は法人
- ② 地域計画で10年後の経営面積（農業受託面積含む）が現状より拡大する見込みの者
- ③ 認定農業者、認定新規就農者、又は実施年度の翌々年度（2年後）までに認定農業者になる見込みの者
- ④ 事業実施年度の翌々年度（2年後）に現状よりも経営面積が拡大する見込みの者
- ⑤ 過去に本事業の補助対象となっていない者

2 助成対象となる事業内容について

農作物の生産その他農業経営の開始、若しくは規模拡大に必要な機械・施設の取得



例えば

- トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械の取得
 - ビニールハウスの整備
- などが支援の対象となります。

事業内容の主な要件

- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 事業対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること
- 運搬用トラック、パソコン、バックホー等汎用性の高いものでないこと 等

※1 事業費が600万円以上の場合は担い手づくり総合支援事業の活用を検討すること

※2 中古機械・施設の導入にあたっては上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであること

3 補助率及び補助上限額

補助率 3/10以内（補助上限額 1,800千円/経営体）

4 成果目標について

助成対象者は成果目標を設定し、目標年度（実施年度の翌々年度）までに下記の目標を達成すること

〔目標項目〕

- ① 経営面積の拡大（農作業受託面積を含む） ※1
- ② 認定農業者となること ※2

※1 助成対象者は拡大する面積目標を設定すること

※2 認定農業者でない者、あるいは認定新規就農者であって事業実施年度から3年度以内に認定期間が終了する者が設定する項目

5 留意事項

- ① 機械・施設の導入が単年度で完了すること
- ② 既存の機械・施設の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものでないこと
- ③ 本事業以外の補助事業を活用して着工（着工予定含む）又は整備の完了した機械・施設を本事業に切り替えて整備するものでないこと 等

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。詳細については市町村の農政担当部局 又は 最寄りの農林事務所農業振興普及部（農業振興課）、農業担い手課へお問い合わせください。

【福島県農林水産部 農業担い手課 電話：024-521-7381】